⑺　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。

⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

　若手主任（監理）技術者は、令和５年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒁　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒂　本工事は、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒃　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

⒄　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。

⒅　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒆　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒇　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(21)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(22)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(23)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

２　競争参加資格

　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

　なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,050点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,050点以上であること。）。

⑶　平成20年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

　なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

　また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

　㈠　特定ＪＶの代表者、経常ＪＶ、単体有資格者にあっては、次に掲げるａ）及びｂ）の要件を満たす施工実績を有すること。

　ａ）深層混合処理工（機械攪拌）（改良長13m以上、240本／件以上）を施工した工事

　ｂ）深層混合処理工（高圧噴射攪拌）（改良長13m以上、16本／件以上）を施工した工事

　※上記ａ）及びｂ）は別件工事の施工実績も可とする。

　㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げるｃ）及びｄ）の要件を満たす施工実績を有すること。

　ｃ）深層混合処理工（機械攪拌）（改良長６m以上、120本／件以上）を施工した工事

　ｄ）深層混合処理工（高圧噴射攪拌）（改良長６m以上、８本／件以上）を施工した工事

　※上記ｃ）及びｄ）は別件工事の施工実績も可とする。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成20年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

　また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

　なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、次に掲げるｅ）及びｆ）の要件を満たす施工経験を有すること。

　ｅ）深層混合処理工（機械攪拌）を施工した工事

　ｆ）深層混合処理工（高圧噴射攪拌）を施工した工事

　※上記ｅ）及びｆ）は別件工事の施工経験も可とする。